

## 鳥取県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
鳥取市本高、古海及び嶋
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間  
平成25年2月26日から同年3月12日まで